

新公審査答申（情）第30号
令和7年8月1日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和6年3月8日付け、新東総第788号の8で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月6日付け新東建D第1031号の4により行った一部公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成30年3月28日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、別表の「請求情報」欄（以下「請求情報」という。）の1から7までの「請求の内容」欄に記載の情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和4年7月6日、実施機関は、本件請求のうち別表の「決定」欄に「公開」、「一部公開」と記載の請求の内容については公開とし、「非公開」と記載の請求の内容については「理由」欄のとおり非公開とし、あわせて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月7日、審査請求人は、本件決定のうち、別表の「審査請求」欄に「対象」と記載のある決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、上記以外の請求の内容について、審査請求は行っていない。

4 諮問

令和6年3月8日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 請求情報1、2、3記載の各電柱についての道路占用許可申請書（以下「申請書」という。）の添付書類を公開せよ。

（1）道路の占用の許可については、道路法第32条第1項に許可を受ける対象が、第2項に許可申請書に記載すべき事項が規定されている。

（2）改訂5版道路法解説286ページ

道路法第32条第2項各号に掲げる事項はすべて必要的記載事項であって、申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。

（3）第5次改訂道路管理の手引201ページ

Q 占用期間が満了して、更新の申請があった場合、「占用の期間」の変更として処理すべきか。A 手続き上、新たな許可として処理すべきである。

（4）道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について（平成23年12月28日付け国道利第19号新潟市土木部長あて国土交通省道路局路政課長通知）（以下「本件国通知」という。）

第3項 申請書の添付書類について、占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合、占用主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。特に、反復的に開催される路上イベント等の申請においては、前回申請時の図面を活用するなどにより、一層の簡素化に努めること。

（5）大口占用者の道路占用許可更新時の取扱いについて（平成28年12月22日付け新潟市土木部土木総務課長事務連絡）（以下「本件市事務連絡」という。）

東北電力等大口占用者の道路占用許可更新時の取扱いについて、下記のとおりとしますので、適切に運用してください。記 1 更新申請時の提出資料 占用物件の内訳表、占用物件のリスト、位置図等。

（6）よって、上記（1）、（2）、（3）、（4）及び（5）のとおり、申請書及び添付書類で道路法第32条第2項各号に掲げる事項を明らかにするものである。確かに（5）の本件市事務連絡に「※位置図等の提出が難しい場合には、許可書の特記条件欄に以下の条件文を追加し、提出は省略とする。」と記載されているから提出は不要であるということではない。法律を守らなくてもよいという指示を土木部土木総務課長名の事務連絡で出せるはずもない。「条件文：道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。」という記載がある。位置図等の関係図面が、道路法第32条第2項各号に掲げる事

項を明らかにする添付書類である。更新時の手続きであること、市にとって膨大な関係図面を提出されても実際に必要とするのはごく稀であり、市で保管しておく必要性がないこと。大口占用者としても、市が必要としないのに膨大な図面を作成するのは現実的ではないし手間も費用も省ける。※に記載の取扱いは、市にとっても大口占用者にとっても現実的である。本件市事務連絡でも、更新申請時の提出資料として位置図等が含まれているし、※印のやり方は、現物のやり取りはないが、「道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。」という取扱いにすることで、現物の保管場所が市なのか大口占用者なのかの違いしかない。

- (7) 令和4年8月1日に市が保有している資料の公開を受けたが、そこに占用物件に関する位置図等の関係図面はなかった。令和4年9月22日に追加で公開されたのは別紙1（本件市事務連絡をいう。以下同じ）、2（平成4年9月22日に公開された位置図と付近図をいう。以下同じ）のみである。東北電力はこれしか提出しなかったという説明を受けた。本件とは別件の道路占用許可申請においては、道路法第32条第2項各号に掲げる事項を明らかにする申請書及び添付書類として別紙3（別件の申請書及び道路占用許可書（以下「許可書」という。）とその添付資料をいう。以下同じ）を提出させている。

道路法第32条第2項各号に掲げる事項はすべて必要的記載事項であって、申請書及び添付書類によって明かにされる必要があるが、市は、別紙3の申請書及び添付書類の提出をさせている。

- (8) よって、新東建D第1031号の4第3項で一部公開決定した「添付書類を含めた申請書及び許可書」の添付書類として、これまで公開された以外に、東北電力が所持する「※占用物件に関する位置図等の関係図面」の提出を受け、これを公開されたい。

2 後述の第4実施機関の主張に対して

- (1) 東北電力株式会社に対する平成29年3月31日付け新東建第9244号の2の許可書について、「別紙条件の他特記事項」欄に「条件文：道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。」との文言を追加する旨訂正すること。
- (2) 東北電力あるいは東北電力ネットワークに対し、平成29年3月15日付け申請書に記載されたA（「中野山線9東3本柱」をいう。以下同じ。）、B（「中野山線9東支線柱」をいう。以下同じ。）、C（「〇〇引込2」、「石山線11北10」をいう。以下同じ。）の電柱に関する位置図等の関係図面を速やかに提出させ、道路法第32条第2項各号に掲げる事項をすべて記載した申請書及び添付書類を公開すること。東北電力から東北電力ネットワークに事業承継されているときは、承継に関する資料も公開されたい。

- (3) Cの電柱がN T Tの所有であるなら、N T Tの申請書及び添付書類並びにN T Tに対する許可書の公開を求める。
- (4) 公開を求める添付書類は、今現在新潟市において現に保有しているかどうかは問わない。道路法第32条第2項各号で掲げる事項で、更新申請時に提出の省略を認めていたものを道路法第32条が求める添付書類として東北電力に提出を求め、これの公開を求める。
- (5) 申請書には道路法第32条第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項はすべて必要的記載事項であって、申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。新潟市は、東北電力から提出された申請書及び添付書類に道路法第32条第2項各号に掲げる事項が記載されていると判断したからこそ許可の決定をしたはずである。法律及び本件国通知、本件市事務連絡本文、そのいずれも道路法第32条第2項各号に掲げる事項が記載された申請書及び添付書類の提出を求めている。
- (6) 本件市事務連絡の※印に「位置図等の提出が難しい場合には、(中略)、提出は省略とする。」と記載されている。この記載があるから第1項本文の、位置図等が提出されたとみなすことができるのである。この文言が記載されていないのに「申請時省略可として提出を求めない書類」とはなり得ない。平成29年3月31日付け新東建第9244号の2の許可書にはこの文言が記載されていない。そうであるならば、本件市事務連絡第1項本文のとおり位置図等は提出資料である。提出の省略はできない。更新申請時に提出省略可とする根拠を示すべきである。条件文の記載なしに図面等の提出を省略して占用許可することは法律に反しているし、その許可は当然に無効である。
- (7) 電柱の占用期間の基準は施行令で10年と定められているが、当初から継続占用を予定していること。更新申請時に多量の添付書類を区役所に持ってこられても、新潟市も保管に困ること。著しい量の電柱について同時に更新申請が行われる場合、添付書類となる書類が更新申請前と同一の内容であるならば、更新申請時のたびに申請者に作成させて提出させるのは過度の負担をかけさせることになること。本件国通知、「記」第3項「道路占用許可申請書の添付書類について」1行目「道路占用許可申請書の添付書類については、占用許可の審査に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度な負担をかけることのないよう厳に留意すること。」4行目「占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合、占用主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に、必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。特に、反復的に開催される路上イベント等の申請においては、前回申請時の図面を活用するなどにより、一層の簡素化に努めること。」と記載されている。

- (8) 本件国通知を受けて、平成24年4月10日付け土木部土木総務課長の各区役所建設課長宛に「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化等について」(以下「本件市通知」という。)と題する通知が出されている。土木部土木総務課長の通知本文4行目、「内容としては、国において、道路占用手続きの簡素化を図るため占用申請の際に必要な以上の添付書類を要求しないこととする(中略)等の弾力的な運用を徹底するものです。」本文9行目、「つきましては、市管理道路においても、この通知を踏まえ、道路占用許可手続きに当たっては、事務手続きの負担軽減に配慮するようお願いいたします。」と記載されている。
- (9) 更新申請時に必要以上の添付書類の提出を求めなくとも、前回申請時の図面が活用できるのであれば、再度提出させる必要はないこと。更新申請時には添付書類の提出を求めなくてもいいことになっている。保存期間が経過したら申請時の関係書類は添付書類も含めてすべて廃棄できる。だから、添付の関係書類がないのはあたりまえだ、というような話を東区役所建設課の職員から聞いたことがある。しかしこれは、法律や路政課長の本件国通知、土木部土木総務課長の本件市通知の趣旨を誤って運用していると思う。本件国通知はあくまでも道路法第32条の要件を満たすことが前提である。更新申請時には前回申請時の図面を活用し、以後も廃棄されずに再更新申請時の添付書類として扱われるものである。廃棄し、その後の再申請時に新たに提出されない、そういう状態での道路占用許可は道路法第33条に反しており無効な許可である。本件市事務連絡※印の取扱いは、本件国通知を発展させたやり方で、しかも、道路法第32条の趣旨に反しないようにするものである。更新申請時に図面等は提出されたがその現物は新潟市には持ってこないで東北電力で保管する。そして、新潟市で必要になったときは東北電力が持って来るというやり方であると思われる。更新申請時に現物を新潟市に提出し、それを新潟市が保管し、必要な時は区役所職員が取り出すというのが本来のやり方であろうが、現物は持ってこなくても、おおもとは東北電力で保管し、新潟市において必要な時必要な書類を持って来るのであれば、両者に実質代わるころはない。そして、条件文を許可書に現追記することで法律の要件を満たすというやり方で、申請時に図面等の提出はあったと考えるものである。よって、本来東北電力が更新申請時に提出すべき書類であったが、事務連絡により提出の省略が認められ、新潟市のために東北電力が保管している図面等を提出させ、これを公開されたい。
- (10) 弁明書の別添資料は更新申請時に提出の省略が認められたものではない。更新申請を東北電力がしたのは、平成29年3月15日付け申請書である。したがって、提出の省略を認められたのはそれ以前に作成されたもののはずである。
- また、Cの電柱に係る資料は東北電力ではなく、NTTが作成したものと思われる。これまでA、B、Cの電柱は東北電力の電柱ということで東区役所から

資料の公開を受けてきた。東区役所総務課の職員に、東北電力からCの電柱はN T Tの所有であるとの指摘を受けた旨伝えた。「別添資料を審査請求人に情報公開を行いました。」とあるが、Cの電柱に関する資料の公開を受けたかどうか記憶があいまいである。Cの電柱がN T Tの所有であるなら、これまでの裁決書、一部公開決定を適正に処理したうえ、申請書及び添付書類（提出を許可された資料を含む）の公開を求める。弁明書の「(備考)」に「申請者から添付書類の提出に時間がかかったため、弁明書の提出に時間を要しました」との記載がある。しかし、「速やかに提出する」というのが本件市事務連絡の※の記載である。

- (1 1) A、B、Cの電柱は、裁決書12ページ(10)に「また、当審査会は、本件請求の請求書に記載の「工事計画書」について、処分庁に確認したところ」「工事計画書」は審査請求人が用いた名称であり、推察するに占用申請者が工事計画等を自己管理するために任意で作成している書類を示すものと思われるが、道路占用許可申請の際に提出を求めている書類ではないこと、また、仮に当初の許可申請の際に添付されていたとしても、当該書類は文書保存年限を経過し廃棄済のため、不存在との説明であった。」との記載がある。しかし、審査請求人がかつてに用いた名称ではない。道路法第36条第2項にしっかり「工事計画書」という文言が使われている。工事計画書は書面をもって工事管理人に提出すべきであり、その記載事項として、占用の場所、設置する工作物、物件、施設の名称及び構造、工事実施の方法、期間、道路復旧法等、道路法第32条第2項各号の記載があげられる。従って、工事計画書は、当初の許可申請書に添付しておくべき書面である。
- (1 2) 道路法第32条第3項により、道路法第32条第2項各号に掲げる事項を変更する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。この変更許可によるのは占用の同一性を失わない場合に限られる(改訂5版道路法解説287頁)。従って、更新申請時に道路法第32条第2項各号に掲げる事項に関する資料が添付されている必要がある。そうでないと、どのような変更であるか、同一性の判断ができない。その資料も添付されているはずであるので、これを公開されたい。
- (1 3) 許可の期間が満了した後、再び同一の占用を継続しようとする場合、新たに許可を受けなければならない。ただし、その期間が当初の占用目的を達成するために必要かつ十分でない場合、すなわち許可の際に明らかに継続占用が予定されていたと考えられる場合には期間更新の許可によるべきであるとされている(改訂5版道路法解説287頁第2項関係(4)、同頁第3項関係)。今回公開を求めている電柱はこれに該当すると思われる。占用期間が満了して更新の許可を受けるには、「道路の占用の期間」の変更として道路法第32条第3項によるものではなく、別に更新の手続きをとるべきである。従って、道路法第32条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (14) 東北電力からは、東北電力が所有管理していた電柱は、2020年に東北電力の子会社である東北電力ネットワークに事業承継され同社が所有し、新潟市から道路占用許可を得ていると聞いている。そうであるなら、事業承継の関係書面も公開されたい。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

申請書の添付書類については、当課で保有していないため非公開とした。

添付書類については、申請時省略可として提出を求めている書類であるが、その後、申請者に省略した書類の提出を求め、申請者から提出があったため、審査請求人に情報公開を行った。なお、申請者から添付書類の提出に時間がかかったため、弁明書の提出に時間を要した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対し、実施機関が本件決定を行ったものの、審査請求人から申請書の添付書類の公開を求めてなされたものである。当審査会では本件決定の妥当性について、判断を行うものとする。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関は、申請書の添付書類については、申請時省略可として提出を求めている書類のため、保有していないと主張している。

一方、審査請求人は、請求情報1、2、3記載の各電柱について、申請書の添付書類の公開を求めている。道路法第32条第2項各号に掲げる事項はすべて必要的記載事項であり、申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。

本件市事務連絡にある条件文が許可書に記載されてなければ、位置図等の提出の省略はできない。更新申請時に前回申請時の図面を活用し、以後も廃棄されずに再更新申請時の添付書類として扱われるものと主張している。また、Cの電柱がNTTの所有であるなら、NTTの申請書及び添付書類並びにNTTに対する許可書の公開を求めている。

- (2) そこで、当審査会は実施機関に対し、請求情報1から3に記載の対象電柱と占有者について確認したところ以下の説明があった。

ア 対象となる電柱の占有物件名は、請求情報1が「中野山線9東3本柱」、請求情報2が「中野山線9東2支線柱」、請求情報3が「〇〇引込2」及び「石山線11北10」である。

イ 電柱の占有者は、「中野山線 9 東 3 本柱」、「中野山線 9 東 2 支線柱」及び「石山線 1 1 北 1 0」については、東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター、「〇〇引込 2」については、東日本電信電話株式会社埼玉事業部である。

なお、東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センターは、本件決定で公開した申請書に記載のある平成 29 年 4 月 1 日時点では、東北電力株式会社新潟営業所の名前となっている。

ウ また、「石山線 1 1 北 1 0」については、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が「〇〇引込 2」を設置した後に、東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センターが共架使用しているため、東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センターは図面等の添付資料は保有していない。

- (3) 実施機関の上記(2)の説明を踏まえ、当審査会で公開された申請書と許可書を見分したところ、東北電力株式会社新潟営業所の申請書は、「中野山線 9 東 3 本柱」、「中野山線 9 東 2 支線柱」、「石山線 1 1 北 1 0」を含む占有物件について、また、東日本電信電話株式会社埼玉事業部の申請書は「〇〇引込 2」を含む占有物件について、それぞれ道路法第 32 条の規定により更新の許可申請をしたものであった。

それらの申請書には、占有許可物件の安全性についての報告文書、占有物件の内訳表、占有物件のリストの添付が確認できた。

また許可書は、その申請のあった道路占有について許可した許可書であり、それぞれの許可書には審査請求人が主張する、位置図等の添付書類や、本件市事務連絡にある条件文の記載がないことが確認できた。

- (4) 当審査会は実施機関に対し、本市における、道路占有許可の更新申請時の位置図等の取扱いについて確認したところ、本件国通知に基づき、本件市通知及び本件市事務連絡並びに新潟市道路占有規則により、位置図等関係図面の提出を省略しているとのことであった。

それらの内容は、以下のとおりである。

ア 本件国通知

申請書の添付書類について「占有許可期間が満了し、占有主体が引き続き物件の占有を希望する場合、占有主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。」

イ 本件市通知

「市管理道路においても、この通知を踏まえ、道路占有許可手続きに当たっては、事務手続きの負担軽減に配慮するようお願いいたします。」

ウ 本件市事務連絡

更新申請時の提出資料として、「占用物件の内訳表、占用物件のリスト、位置図等」とあり、位置図等の提出が難しい場合には、許可書の特記条件欄に「道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する」の条件文を追加し、提出は省略する。

エ 新潟市道路占用規則第3条（占用期間の更新）

「市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。」

- (5) 本件市事務連絡で位置図等の提出を省略できる場合は、上記(4)のウのとおり許可書の特記条件欄に条件文を追加することになっていることから、当審査会は特記条件について実施機関へ確認すると、特記条件欄については、当時の実施機関において記載漏れをしたと思われるとの回答があり、位置図等の提出は上記(4)により省略されているとのことであった。
- (6) また、審査請求人は、更新申請時に前回申請時の図面を活用し、以後も廃棄されずに再更新申請時の添付書類として扱われるものと主張していることから、当審査会は実施機関に対し、公開された文書以外に過去の申請書や添付書類の有無について確認したところ、いずれの電柱も建柱当初の道路占用許可申請が提出されてから保存年限である10年を経過しているため、文書は存在していないとのことであった。
- (7) そこで、それぞれの電柱の建柱年を確認したところ、「中野山線9東3本柱」は昭和49年、「中野山線9東2支線柱」は平成元年、「〇〇引込2」は昭和47年に建柱されており、建て替えはないことが確認できた。
- (8) 廃棄に関しては、総括文書管理者である総務課長は、課等の長である文書管理者から保存期間が満了した行政文書ファイル等を引き継ぎ、文書館に移管又は廃棄しなければならない（新潟市公文書管理条例第8条、新潟市行政文書管理規則第24条等）とされている。そこで、当審査会は、念のため実施機関の申請書ファイルの保存状況について、事務を所管する総務課へ確認したところ、申請書ファイルは保存期間が満了し、すでに廃棄済みとのことであった。
- (9) さらに、更新申請時に位置図等の資料がなくとも、業務に支障がないのか、また、許可決定の妥当性についてどのように判断しているのか確認したところ、以下の説明があった。
- ア 更新申請の場合は、占用物件の位置や構造等の変更がないことを前提とした許可期間の更新であるため、許可の審査を行うに当たって、位置図等の資料を使用した確認作業までは行っていないため、業務に支障はない。
- イ 現在も引き続き占用状態にあり、それが道路管理上支障のないものとして許可を受けている物件であれば、当初及び過去の許可申請時も同様の判断がされ

たものと考えられることから、更新時の許可決定の妥当性を判断するに当たり、改めて当初及び過去の許可申請時の位置図等の確認は行っていない。

ウ 平成26年3月19日付け国道利第28号「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」に基づき、更新時において占用物件の安全確認が重要と考えていることから、更新申請時に占用物件の安全性について確認及び報告をしてもらうことにより、占用物件の更新許可が妥当か否かを判断している。

(10) そうすると、上記(4)により、申請書の添付書類を不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらない。また、上記(8)のとおり、保存期間が満了し、すでに廃棄済みという説明自体には合理性があつて、申請書に関する文書について廃棄したと認めることが相当であり、文書不存在とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人はCの電柱がNTTの所有であるならば、NTTの申請書及び添付書類並びに許可書の公開を求めているが、上記(3)のとおり、すでに公開された文書である。また、占有者である法人は、実施機関が提出を求めるものとされている出資法人及び指定管理者に該当しないことから(条例第17条及び第18条)、実施機関は占有者から提出させ公開する義務を負うものではない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 6年 3月29日	実施機関の諮問書を受理
令和 7年 3月10日	審査会開催(第1回)
令和 7年 5月22日	審査会開催(第2回)
令和 7年 6月26日	審査会開催(第3回)
令和 7年 7月31日	審査会開催(第4回)

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子

別表

請求 情報	請求の内容	決定	理由	審査 請求
1	新潟市東区中野山1丁目〇ー〇〇〇〇〇〇〇前歩道上の電柱1本（石山団幹19・中野山線9東3）と隣接する街路樹1本に関する資料			
(1)	歩道・電柱・街路樹の位置関係及び距離関係	公開		対象外
(2)	この電柱のならびの電柱はいずれも歩車道境界石側にある。しかし、この電柱のみ歩道の側溝側にあるが、その理由	非公開	不存在 作成していない	
(3)	この電柱の設置時期及び街路樹の植栽時期			
(4)	この電柱の道路占用許可決定及び工事計画書並びに道路占用許可申請書（以下「申請書」という。）	一部 公開	条例第6条 第2、3号 法人の担当 者及び代表 者印	対象
(5)	道路法第36条は、道路法施行令第11条の「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること」という基準に適合するときは道路の占用許可を与えなければならないと定め、許可を義務付けている。しかし、あくまで「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること」という基準に適合することが要件であるから、これについては新潟市において審査しなければならないことになる。基準に適合するか否かの新潟市における判断基準の資料	公開		対象外
(6)	この電柱が(5)の要件を満たしていると判断した具体的資料	非公開	不存在 作成していない	対象外
(7)	歩道は専ら歩行者の通行の用に供するためのものであるが、新潟市は、この電柱と街路樹があることによる歩道の現況をどのように認識しどのような対策を検討しているのかという資料　新潟市は、道路占用許可決定をする際、電柱及び街路樹の公益性と歩道本来の機能が制限されることをどのような基準で比較したのかという資料			
(8)	その他参考になる事項			

請求 情報	請求の内容	決定	理由	審査 請求
2	上記 1 の歩道の道路を挟んで向かいの歩道上にあり、新潟市東区中野山 2 丁目〇ー〇、〇〇の前あたりに設けられた、電柱・街灯の柱（新潟市平 3 第 3 1 号）、消火栓標識柱の計 3 本についての資料			
(1)	歩道とこの 3 本の位置関係及び距離関係	一部 公開	不存在 保有してい ない	対象外
(2)	この 3 本の設置時期	公開		
(3)	この 3 本についての道路占用許可決定等及び申請書等	一部 公開	条例第 6 条 第 2、3 号 法人の担当 者及び代表 者印	対象
(4)	この 3 本が 1 (5) の要件を満たしていると判断した 具体的資料	非公開	不存在 作成してい ない	対象外
(5)	新潟市はこの 3 本があることによる歩道の現況を どのように認識し、どのような対策を検討している のかという資料			
(6)	その他参考になる事項			
3	新潟市東区新石山 5 丁目〇〇ー〇の隅切りと隣接する電柱（石山線 1 1 北 1 0・〇〇引込 2）についての資料			
(1)	隅切りとこの電柱及び前後左右の電柱との位置関係	公開		対象外
(2)	隅切りとこの電柱との距離関係			
(3)	隅切りがなされた時期とこの電柱が設置された時期	非公開	不存在 作成してい ない	対象
(4)	この電柱の道路占用許可決定及び工事計画書並びに申請書	一部 公開	条例第 6 条 第 2、3 号 法人の担当 者及び代表 者印	

請求 情報		請求の内容	決定	理由	
	(5)	この電柱が 1 (5) の要件を満たしていると判断した資料	非公開	不存在 作成して いない	対象外
	(6)	隅切りは道路の交差点などにおける見通しの確保や、車両や人の安全を目的としたものであるところ、新潟市はこの電柱による現況をどのように認識し、どのような対策を検討しているかという資料 道路本来の通行という機能を制限するだけでなく、わざわざ作った隅切りの役割さえなくす位置に設けられる電柱に道路占用許可決定した、その公益性についての判断資料			
	(7)	その他参考になる事項			
4	越後石山駅近くの交差点石山駅入口と新潟市東石山 4 丁目 2 - 6 のウオエイ石山店前の信号機のある交差点の間の市道及びこの市道上に設けられた N T T 東日本の電話柱 8 本（栗山一幹 7、栗山二支 1 ないし 7）についての資料				
	(1)	この市道の形状と電話柱 8 本との位置関係及び距離・幅員関係	非公開	条例第 6 条 第 2 号該 当個人が 識別でき るため	対象外
	(2)	この電話柱 8 本の設置時期			
	(3)	この電話柱 8 本の道路占用許可決定及び工事計画書並びに申請書			
	(4)	道路法施行令第 1 1 条第 1 項中の「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく」に関し、新潟市は次の場所が当該場所に代わる適当な場所にはならないと判断した資料 ①この市道の地上で、当該場所に代わる適当な場所 この 8 本の電話柱は、民有地に電話線が架からないように市道の屈曲する部分に設けられており、電話柱の間隔は短く不揃いである 電話線が民有地に掛かってもよければ、電話柱の本数や位置は変わる ②この 8 本の電話柱側の民有地 ③東北電力の電柱が設置されている民有地 ④東北電力の電力柱への共架			

請求情報		請求の内容	決定	理由	審査請求	
(5)	新潟市は、道路法第29条に規定する道路構造の原則に基づき、安全かつ円滑な交通を確保することができる道路を提供し、一般交通の安全かつ円滑な交通の確保を図る義務がある。この市道は双方向通行ができる幅員がある。しかし、この8本の電話柱が設置されている部分は通行可能な幅員が不足し、常時片側交互通行状態にある。このような状態であるのにこの8本の電話柱が道路法施行令第11条第1項中の「公益上やむを得ないと認められる場所である」と判断した資料		非公開	条例第6条第2号該当個人が識別できるため	対象外	
	(6)	何本かの電話柱には「減速してください」「対向車注意」という広告看板が設置されているが、これについての資料 ①いついかなる目的で誰が設置したものか ②看板の道路占用許可決定、申請書 ③道路占用料の内容 ④NTT東日本が広告料を受け取っている場合の電話柱の道路占用料の計算方法				
		(7)				その他参考になる事項
5		申立人は、平成〇〇年〇月〇日新潟市に対し、4の電柱を除去させることを求める調停を申し立てたが、4の電柱及び市道に関する資料				
(1)	新潟市が行った調査の内容、結果及び報告書等		非公開	条例第6条第2号該当個人が識別できるため	対象外	
	(2) NTT東日本及び東北電力に対して行った調査の内容及び回答					
	(3) 調停申し立てに関連して新潟市が作成した資料及び報告書等					
	(4) 道路パトロールの結果を記載した日誌等、報告書等及び講じた措置等に関連する資料					
	(5) その他参考となる事項					
6		国道、県道では、地上の電柱はほとんど道路の敷地外に設けられている。一方市道ではほとんど道路敷に設けられている。同じ法律等で運用されているのにこのような違いが生じることとなった資料	非公開	不存在 作成していない		

請求 情報	請求の内容	決定	理由	審査 請求
7	新潟市東区新石山4丁目〇ー〇〇〇〇〇〇〇〇〇近くの交差点から卸新町に行くまでの間にある踏切までの市道について、側溝工事に関する資料 民有地に設けられている電柱に東北電力、NTT東日本の電線が共架されることになった資料	非公開	不存在 作成していない	対象外